

募集 令和3年4月採用 矢板市職員



職種	一般事務			保健師
	A 行政	B 建築土木	C 障がいのある方	
採用人数	5人程度	3人程度	1人程度	2人程度
受験資格	平成2年4月2日～平成15年4月1日生まれで、高等学校卒業程度の学力を有する方	昭和60年4月2日～平成15年4月1日生まれで、高等学校卒業程度の学力を有し、※1の条件にも該当する方	昭和60年4月2日～平成15年4月1日生まれで、高等学校卒業程度の学力を有し、※2の条件にも該当する方	平成2年4月2日以降生まれで、保健師の免許取得者または令和2年度の保健師国家試験において免許取得見込みの方
試験日・場所	9月20日(日) 矢板市生涯学習館(教養試験・適性検査)・矢板公民館(面接) 矢板市の採用試験は「人物重視」「面接重視」としています。建築土木・保健師の一次試験は、面接と適性検査のみとなります。			
受付期間	7月15日(水)～8月6日(木) 8:30～17:15(土・日・祝日は日直がお預かりします) ※必着			
申込書請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務課、市民課、矢板・泉・片岡公民館で配布しています。</li> <li>郵送で請求する場合、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、返信用封筒(長形3号または角形2号、140円切手添付、宛先明記)を必ず同封してください。</li> <li>申込用紙は、ホームページからもダウンロードできます。</li> </ul>			
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込書に必要事項を記入し、写真を貼って直接、または郵送で提出してください。</li> <li>郵送で提出する場合、封筒の表に「採用試験受験申込」と朱書し、返信用封筒(長形3号、84円切手添付、宛先明記)を必ず同封してください。</li> </ul>			
申込問い合わせ	〒329-2192 矢板市本町5-4 矢板市総務課 ☎(43)1113			

- ※1 (B 建築土木)  
○次のいずれかに該当する方
- ①学校教育法による高等学校以上の学校において建築または土木に関する課程を修めた方、もしくは修める見込みの方
  - ②矢板市が①と同等の資格を有すると認める方
- ※2 (C 障がいのある方)  
①障害者手帳等の交付を受けている方  
(障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害の判定書及び精神障害者保健福祉手帳です。交付申請中の場合には受験できません。)
- ※文字の大きさ 10ポイント程度の活字印刷による出題に対応できる方(福祉機器の使用により対応ができる方を含む)  
※聴覚機能障害者については、補聴器等の使用により通常の電話や窓口の応対に対応できる方  
※受験上の配慮が必要な場合には、必ず申込受付時に相談してください。申込受付後の申し出には対応できない場合があります。

募集 令和3年4月採用 塩谷広域行政組合職員

職種	消防職
採用人数	7人程度
受験資格	平成6年4月2日～平成15年4月1日生まれで、高等学校卒業程度の学力を有する方
試験日・場所	9月20日(日) 矢板公民館(教養試験・適性検査)・矢板市体育館(体力試験)
受付期間	受付中～8月17日(月) 8:30～17:00 (土・日・祝日を除く) ※必着
申込書請求方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防本部または管内消防署で配布しています。</li> <li>郵送で請求する場合、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書し、返信用封筒(角形2号、120円切手添付、宛先明記)を必ず同封してください。</li> <li>申込用紙は、ホームページからもダウンロードできます。</li> </ul>
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込書に必要事項を記入し、写真を貼って直接、または郵送で提出してください。受験票にも写真を貼付しますので、申込書用と合わせ、写真は2枚ご用意ください。</li> <li>郵送で提出する場合、封筒の表に「採用試験受験申込」と朱書し、返信用封筒(角形2号、120円切手添付、宛先明記)を必ず同封してください。</li> </ul>
申込問い合わせ	〒329-2145 矢板市富田94-1 塩谷広域行政組合 消防本部消防総務課 ☎(44)2513 <a href="http://www.shioyakouiki.or.jp/fire/">http://www.shioyakouiki.or.jp/fire/</a>

令和2年度 集団健診・検診日程表の変更



新型コロナウイルス感染症の影響で5月、6月の集団健診が中止になったことに伴い、新規日程を追加しました。★がついている日が追加した日程です。受診される際は、①保険証②集団健診のお知らせ(問診票)③受診

券(特定健診を受診する社会保険の方)④番号札引換券(集団健診のお知らせに同封するピンク色の用紙)を必ずお持ちください。

申込・問い合わせ/健康増進課 ☎(43)1118

日にち	受付時間	場所	特定健診 胃・肺・大腸・前立腺がん	乳・子宮がん 骨粗しょう症	備考
7月10日(金)	8:00～10:30	市保健福祉センター	○		
7月16日(木)			○		
7月28日(火)	7:30～10:30	生涯学習館	○	○	※託児付き
★8月9日(日)			○	○	
8月19日(水)			○	○	
★8月19日(水)			13:30～14:30	○	○
8月20日(木)	8:00～10:30	生涯学習館	○		
8月22日(土)	7:30～10:30		○	○	
8月27日(木)			○	○	
8月27日(木)	13:30～14:30		○	○	※女性のみ
9月4日(金)	8:00～10:30	農村環境改善センター	○		
9月15日(火)			○		
9月16日(水)	7:30～10:30	生涯学習館	○	○	
9月25日(金)	8:00～10:30	農村環境改善センター	○		
★9月30日(水)	7:30～10:30	市体育館	○	○	
★9月30日(水)	13:30～14:30		○	○	※女性のみ
10月1日(木)	7:30～10:30		○	○	
10月29日(木)	8:00～10:30		○		
11月5日(木)	7:30～10:30	片岡公民館	○	○	
11月6日(金)	8:00～10:30		○		
11月12日(木)		○			
11月13日(金)	7:30～10:30	生涯学習館	○	○	※託児付き
11月13日(金)	13:30～14:30		○	○	※女性のみ
11月21日(土)	7:30～10:30		○	○	
12月16日(水)			○	○	
12月17日(木)	7:30～10:30	泉公民館	○	○	
★12月22日(火)			○	○	
★12月24日(木)			○	○	
★1月11日(月)			○	○	※託児付き
★1月26日(火)		泉公民館	○	○	

※混雑を避けるため、受付時間を指定させていただきま  
す。指定された受付時間以外で、受付できませんので  
ご了承ください。また、番号札引換券(ピンク色の用  
紙)を集団健診のお知らせ(問診票)と同封しますので、  
健診当日の体温などをご記入の上、健診会場にお持ち  
ください。

※託児は事前予約制となりますので、希望される方は必  
ず健康増進課までご連絡ください。  
※日程変更・取り消しなどは、インターネットを利用し、  
申込専用サイトから行うか、健康増進課までご連絡く  
ださい。ただし、インターネットで手続きができるの  
は、健診受診希望日の2週間前までとなります。

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ 1カ月の医療費の負担が高額な方

以下に該当し、国民健康保険限度額認定証の有効期限が切れる方、後期高齢者医療限度額認定証をお持ちでない方は、健康増進課へ申請してください。

加入保険	該当者	手続きに必要なもの
国民健康保険	70歳未満の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・世帯主の印鑑</li> <li>・同じ世帯以外の方が来る場合は委任状</li> <li>・窓口に来る方の身分証明書</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上75歳未満で①または②に該当する方</li> <li>①所得区分が現役並み所得者Ⅰ（※1）またはⅡ（※2）に該当する方</li> <li>②世帯内の国保加入者全員が住民税非課税の方</li> </ul>	
後期高齢者医療保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得区分が現役並み所得者Ⅰ（※1）またはⅡ（※2）に該当する方</li> <li>・世帯の全員が住民税非課税の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証</li> <li>・印鑑</li> <li>・本人以外の方が窓口に来る場合は委任状</li> <li>・窓口に来る方の身分証明書</li> </ul>

「限度額認定証」を医療機関に提示すると、自己負担割合（3割、2割、1割）ではなく、自己負担限度額（※3）までの支払いで済みます。ただし、「限度額認定証」を提示せずに自己負担限度額以上を支払った場合は、高額療養費として後から費用が戻ります。

- ※1 現役並み所得者のうち、課税所得が145万円以上380万円未満の方
- ※2 現役並み所得者のうち、課税所得が380万円以上690万円未満の方
- ※3 所得によって、外来または入院、1人あたり、または世帯ごとに1カ月あたり負担する上限額

### ●国民健康保険加入者

高齢受給者（70歳以上75歳未満）で住民税非課税世帯の方や現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方、70歳未満で現在「限度額認定証」の交付を受けている方の申請を受け付けています。

### ●後期高齢者医療保険加入者

今まで「限度額認定証」の交付を受けたことがあり、令和2年度も該当する方には、7月下旬に新しい保険証と一緒に送付します。

申請・問い合わせ／健康増進課 ☎（43）1118

## 65～74歳で一定の障がいのある方は 後期高齢者医療制度に加入できます

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度ですが、一定の障がいがある方については65歳から加入することができます。該当する方は、健康増進課にご相談ください。

※すでに加入している方は、手続きの必要はありません。

後期高齢者医療制度に加入すると／

- ・今まで加入していた医療保険（国民健康保険、社会保険、共済組合、国保組合など）をやめることになり、これにより家族の医療保険が変更になる場合があります。
- ・後期高齢者医療の保険料を負担していただきます。
- ・医療機関窓口での負担が1割になります。（所得の多い方は3割）

該当する障がいの程度／

- ①身体障害者手帳
  - 1級、2級、3級の方
  - 4級のうち、音声機能・言語機能障がいの方、下肢障がい（F41・F43・F44）の方

②精神障害者保健福祉手帳…1級、2級の方

③療育手帳…A1、A2の方

手続きに必要なもの／

- ①身体障害者手帳など、障がいの程度がわかるもの
- ②現在加入している医療保険証など
- ③印鑑
- ④窓口に来る方の身分証明書

問い合わせ／健康増進課 ☎（43）1118

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険からのお知らせ 保険証の更新、加入・脱退手続きについて

### 保険証の更新について

現在使用している保険証（国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証）は、7月31日が有効期限と

なっています。7月中に保険証を送付しますので、8月から新しい保険証で診療を受けてください。

### 国保の加入・脱退の手続きはお済みですか？～加入するとき・脱退するときは14日以内に届け出を！～

国民健康保険（国保）の加入は、届け出た日からではなく、本来国保の加入資格が発生した日（例えば、ほかの健康保険をやめたとき）までさかのぼります。そのため、国民健康保険税※についても、さかのぼって納めなければなりません。

国保で診療を受けてしまうと、国保が負担した分の医療費を返還していただくこととなりますので、早めの手続きをお願いします。

※国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります。世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に国保加入者がいれば世帯主宛てに納付書が送られますので、納期限内に納めてください。

また、脱退の届け出が遅れ、国保の資格がない時期に  
手続きに必要なもの（印鑑を必ずお持ちください）

	こんな時に	届け出に必要なもの	届け出先	
			健康増進課	市民課
国保 入る時	ほかの市区町村から転入してきたとき	免許証など本人が確認できるもの、転出証明書		○★
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、免許証など本人が確認できるもの、個人番号がわかるもの	○	○
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書、免許証など本人が確認できるもの、個人番号がわかるもの	○	○
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳		○★
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、免許証など本人が確認できるもの、個人番号がわかるもの	○	
	ほかの市区町村に転出するとき	保険証、免許証など本人が確認できるもの		○★
国保 やめる時	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）	○	○
	職場の健康保険の被扶養者になったとき			
	加入者が死亡したとき	保険証		○★
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書	○	
国保 その他	市内で住所が変わったとき	保険証、免許証など本人が確認できるもの		○★
	世帯主や氏名が変わったとき 世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき	保険証、免許証など本人が確認できるもの		○★
	修学のため、ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、在学証明書	○	
	保険証をなくしたとき（汚れて使えなくなった時）	免許証など本人が確認できるもの	○	

※届け出先に健康増進課、市民課の両方に○が付いている場合、どちらでも手続きが可能です。

問い合わせ／健康増進課 ☎（43）1118

★転入、転居などの手続きは、市民課へお越しください。

市民課 ☎（43）1117

## 避難行動要支援者名簿を作成します

災害時の円滑な避難支援に役立てるため、災害時の避難行動をとる際に支援が必要な方を対象とした名簿を作成し、避難支援関係者に配付します。

登録要件に該当する対象者には、今年度中に順次通知をお送りします。通知をご覧のうえ、趣旨に同意される方は、同封の書類に必要事項を記入のうえ、社会福祉課にご提出ください。

対象者／

- ① 75歳以上の1人暮らしの方
  - ② 介護保険における要介護度が3、4または5の方
  - ③ 身体障害者手帳の等級が1級または2級の方
  - ④ 療育手帳の等級がA1、A2またはAの方
  - ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方
- ①～⑤に該当しない方でも申請することで名簿に登録します。

問い合わせ／社会福祉課 ☎（43）1116

## 消費生活センターからのお知らせ

最近、次のようなトラブルや相談が目立ちますので、注意してください。

●利用した覚えのない請求は支払わず、とにかく無視を！  
パソコンや携帯電話などのメールで、利用した覚えのない料金を請求されるのは「架空請求」です。

「期日までに連絡」「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」などと不安をあおるようなことが書かれていても、絶対に連絡せず、電話を掛けないでください。

●不審な電話が掛かってきたら…

最近では、事前に家に現金があるか尋ねる、いわゆる「アポ電（アポイントメント電話）」が掛かってきたあとに強盗の被害にあう事件が発生しています。

警察官や息子などを名乗り、巧妙な手口で「家に現金があるか」「家に何人いるのか」などを聞き出してから、犯行に及びます。

犯罪の被害にあわないために、家族と電話のルールを決めておき、電話ではお金の話はしないようにしましょう。

●住宅の新築・リフォーム・点検は、信頼できる業者が十分検討を！

複数の業者から見積もりを取り、費用だけでなく確実に工事が進められるかどうか十分に検討し、納得した上で契約を結ぶようにしてください。

また、「無料点検」に応じたところ、結果をもとに不安をあおり、早急に修繕工事などの契約を結ばせるケースが増えています。安易に業者を家に入れないようにし、その場では契約しないようにしましょう。

消費生活に関する事で「おかしいな」「困ったな」と思った時は、一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。  
※来所による相談をご希望の場合でも、まずは電話での相談をお願いします。事前の予約がない場合や、相談が混み合っている時などはお待ちいただく場合があります。

問い合わせ／  
市消費生活センター（くらし安全環境課内）  
☎（43）3621

## 7月は「交通マナー向上月間」～マナーアップ！あなたが主役です～

7月11日（土）～20日（月）は「夏の交通安全市民総ぐるみ運動」期間です。

### 運動の基本

子どもと高齢者の交通事故～事故にあわない、おこさない～

### 運動の重点

①「子どもや高齢者に優しい3S運動」を実践しましょう！

- 【発見する、見る（SEE）】
- 【減速する（SLOW）】
- 【停止する（STOP）】

の3S（スリーエス）運動を実践し、子どもや高齢者に優しい運転をしましょう。



- ②全席・全員シートベルトを着用しましょう！  
車内全員の命を守るため、後部座席でも必ずシートベルト！
- ③飲酒運転をみんなでなくしましょう！  
「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人に飲ませない」を徹底しましょう。

問い合わせ／  
矢板警察署 ☎（43）0110  
くらし安全環境課危機対策班 ☎（43）1114

## 地籍調査を実施します

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を確認し、境界の位置や面積を現在の正確な測量技術で測量するもので、いわば土地の「戸籍調査」です。

対象となる土地所有者や関係者の方には、後日説明会を開催しますので、ご協力をお願いします。

### 対象地区／

- 本町Ⅰ地区（本町・鹿島町の各一部）
- 本町Ⅱ地区（本町の一部）

### 【本町Ⅰ地区・Ⅱ地区】



問い合わせ／地籍整備課 ☎（43）3062

## 無人ヘリコプターによる水稻農薬散布のお知らせ

	日時	実施場所
1回目	7/28（火）	大槻・石関・安沢・白栗・乙畑・玉田・越畑・梶ヶ沢・前岡・通岡・山苗代
	7/29（水）	後岡・高塩・館ノ川・川崎反町・境林・富田・木幡・幸岡・矢板西・針生・中東・塩田・土屋
	7/30（木）	5:00～12:00 荒井・倉掛・沢・豊田・成田
	7/31（金）	下太田・片保・泉・上太田・東泉・立足・田野原・下伊佐野・上伊佐野・第一農場
2回目	8/1（土）	長井・山田・平野・第二農場
	8/14（金）	片岡地区
	8/15（土）	矢板地区・東部地区
	8/16（日）	泉地区

- ・散布当日は、JAしおのやにお問い合わせください。
- ・雨天などにより、延期になる場合があります。（※1回目が延期の場合、8月2日以降に順次繰り下げ）
- ・細心の注意を払い実施しますが、散布中は近づかないようご協力をお願いします。

問い合わせ／  
JAしおのや矢板地区営農生活センター営農課  
☎（44）2312  
市農林課  
☎（43）6210



## 開催 エコパークしおや 再生品提供事業

物を大切に長く使い続ける気持ちと、ごみの減量化を推進するため、ごみとして搬入された家具などの中で、キズや汚れがほとんど無いもの、わずかなキズがあってもまだ使用できるものを再生品として展示し、希望者に無料で提供する事業を行います。



詳細は、ホームページをご覧ください。管理事務所までお問い合わせください。



詳しくはこちら

実施期間／7月1日（水）～21日（火）  
9:00～12:00 13:00～16:30  
※土・日・祝日は除く  
対象／矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町在住の18歳以上の方  
申込方法／エコパークしおや管理事務所へ直接お越しいただき、申込用紙に必要事項を記入の上、ご提出ください。  
※電話、郵送、代理でのお申し込みはできません。  
※申込多数の場合は抽選。  
※次回開催は、9月を予定しています。

申込・問い合わせ／  
塩谷広域行政組合 エコパークしおや管理事務所  
（矢板市安沢3640）☎（53）7370

## 開催 弁護士による 無料法律相談(予約制)

社会福祉協議会では、弁護士による相続・土地・金銭貸借などの法律相談を無料で開催しています。お気軽にご利用ください。

日時／毎月第3木曜日9:00～12:00  
※祝日の場合は翌日。相談は1人30分程度。原則、受付順。  
場所／きずな館 2階会議室（矢板市扇町2-4-19）  
対象／市内に在住・在勤している方  
申込方法／相談日の前々月1日から受付を開始します。平日8:30～17:15に直接、または電話でお申し込みください。

申込・問い合わせ／社会福祉協議会  
☎（44）3000

## 募集 献血にご協力ください

日時／  
7月17日（金）  
10:00～11:45、13:00～16:00  
場所／  
市保健福祉センター  
内容／  
全血献血のみ200ml、400ml  
問い合わせ／  
健康増進課 ☎（43）1118



## 募集 第22回ともなり文芸祭り 誌上大会作品

**募集期間**／  
7月1日(水)～9月18日(金) \*必着

**種目**／  
短歌、俳句、川柳、詩(漢詩を除く)

**応募資格**／  
県内に在住・通勤・通学している方  
(短歌一般のみ全国から募集)

**応募要領・投稿料**／

	応募要領	投稿料
短歌	・専用応募はがきまたは専用用紙 ・1組2首まで (一般部のみ何首でも可)	一般部のみ 1組2首で1,000円 (現金書留または定額小為替)
俳句 川柳	・専用応募はがき ・1人2句まで	なし
詩	・400字詰め原稿用紙2枚以内 ・1人1編まで	

・自作、未発表のものに限ります。(二重投稿不可)  
・専用応募はがきは生涯学習課にあります。  
・短歌一般部の応募者には作品集を呈呈します。

**応募方法**／  
各部門とも応募要領により、黒のボールペンで次の項目を記入し、専用応募箱に入れていただくか、または郵送でご応募ください。(短歌一般の部は、郵送のみ)

①部門 ②種目 ③作品 ④住所・郵便番号  
⑤氏名・ふりがな ⑥年齢 ⑦電話番号 ⑧学校名・学年

**応募箱設置場所**／  
生涯学習館、図書館、道の駅やいた、城の湯温泉センター

**発表**／令和3年2月  
**賞**／大賞、準大賞、奨励賞、入選

そのほか／応募の際に記入いただく個人情報は、ともなり文芸祭り事業以外の目的には使用しません。

**応募・問い合わせ**／  
〒329-2165 矢板市矢板106-2  
矢板市生涯学習課「ともなり文芸祭り」係  
☎(43)6218

## 特別定額給付金の申請手続きはお済みですか

市では、特別定額給付金の申請書類を5月15日に発送しています。申請書の受付期限は8月14日(金)までとなっていますので、お忘れのないようお手続きください。

「本人確認書類」と「振込先口座の確認書類」の同封がもれると振り込みまでに時間がかかりますので、封をする前に再度ご確認をお願いします。



また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市役所窓口での申請は受付しておりません。作成方法がわからない場合は、お電話でお問い合わせください。

**問い合わせ／健康増進課感染症対策班**  
☎(40)3003

## 新しい生活様式を実践しましょう

国の緊急事態宣言は解除になりましたが、「いま」の生活を守るために気を緩めず、引き続き感染症対策を行いましょう。

**感染防止の3つの基本**／

- ①身体的距離の確保**
    - ・人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)**空ける。
    - ・会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
    - ・遊びに行くなら、**屋内より屋外**を選ぶ。
  - ②マスクの着用**
    - ・外出時、屋内にいる時や会話をするときは、**症状がなくともマスク**を着用。
  - ③手洗い**
    - ・家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える。シャワーを浴びる。
    - ・**手洗いは30秒程度**かけて、**水と石けんで丁寧に**洗う。
- 問い合わせ／健康増進課**  
☎(43)1118

日常生活を営む上での基本的な生活様式



**熱中症に注意しましょう!**

夏のマスクの着用は、のどの渇きが感じにくく、呼吸がこもり体温が上がりやすくなることで熱中症の危険性が増します。特に高齢者や子ども、障がい者の方は注意が必要です。

意識してこまめに水分補給をする、屋外では人との距離が十分に取れるときにはマスクを外すなど、熱中症予防を心がけましょう。

## 開催 しほうはっぼう 「四宝八宝 YAITA スタンプラリー」で 矢板の宝探しをしよう!

矢板には、ハイキングが楽しめる八方ヶ原や「おしらじの滝」、日本遺産、矢板ならではのグルメなど、たくさんの「宝」が「四方八方」にあります。

市内で使えるお得なクーポン券付きのチラシを道の駅や市内飲食店などでゲットして、矢板のお宝を探しに行こう!



**期間**／令和3年2月28日(日)まで  
**スタンプポイント**／市内飲食店や道の駅やいたなど  
**参加賞**／ともなりくん保冷バッグまたはあつぷるカレー  
**特別賞**／イチゴ詰め合わせほか

**問い合わせ**／泉交流協議会事務局(商工観光課内)  
☎(43)6211

## 特別番組が放送されます

とちぎテレビで市長就任の特別番組「ふるさと未来へ～矢板市 齋藤 淳一郎市長に聞く」が放送されます。市長に就任し、2期目の市政運営の思いや重点事項などについてお話ししていますので、ぜひご覧ください。



**放送日**／  
本放送 7月4日(土) 18:00～18:30  
再放送 7月10日(金) 19:30～20:00

**大学生応援 キャンペーン** 実施期間 6/3～9/30 **自分に合ったコースを選んで 自動車免許をとろう!**

① **通学コース** ■お客様の都合に合わせて進めていただく自由コース  
② **短期コース** ■スケジュールに沿った自宅合宿コース

■ **チャレンジプラン** ■ **安心プラン** ■ **安心プラン**

■お客さまのご都合に合わせて進めていただく自由コース  
■スケジュールに沿った自宅合宿コース  
■自信がなくても大丈夫! ■お急ぎの方におススメ! 卒業まで追加料金なしの保証つき!

**矢板自動車学校** 0120-037-194 矢板市荒井137

詳しくはホームページをCheck! 矢板自動車学校 TEL: 0287-43-1267

## イベント中止のお知らせ

例年開催している右記のイベントに関しては、新型コロナウイルス感染症の状況予測が難しいことから、ご来場になるお客さまやスタッフの安全面を最優先に考慮し、本年度の開催は中止とさせていただきます。

また、市民体育祭につきましては令和4年度国民体育大会開催に伴い、改修工事および大会運営を行うことから会場である矢板運動公園陸上競技場が使用できないため、令和2年度から令和4年度までの3年間休止します。

中止のイベント

開催時期	イベント名	問い合わせ
8月	光と音のあんどんまつり	都市整備課 ☎(43)6213
10月	市民体育祭	生涯学習課 ☎(43)6218
10月	やいた花火大会	矢板市商工会 ☎(43)0272
11月	福祉まつり	社会福祉協議会 ☎(44)3000
11月	健康まつり	健康増進課 ☎(43)1118
11月	秋祭りを楽しもう	生涯学習課 ☎(43)6218
11月	矢板たかはらマラソン	生涯学習課 ☎(43)6218